

学校職員の懲戒処分について（令和5年7月教育委員会定例会）（議案第15号関係）

No.	1	2
処分年月日	令和5年7月24日	令和5年7月24日
処分の種類	停職6月	戒告
処分の理由	担当業務の処理不適正及び電磁的記録の偽造	管理監督責任
	<p>(事件・事故の概要) 被処分者は、次の非違行為を行った。</p> <p>(1) 令和5年2月、委託契約において、決裁を得ていないにもかかわらず、無断で見積合せを行い、その後、無断で契約を締結した。</p> <p>(2) 同年3月、賃貸借契約において、決裁を得ていないにもかかわらず、入札公告から入札執行までの一連の入札事務を無断で行い、その後、無断で契約を締結した。</p> <p>(3) 同年4月、当該賃貸借契約において、決裁を得ていないにもかかわらず、電子決裁システム上で、決裁済みの他の案件を編集し、決裁を得たという虚偽の記録を作出した。</p>	<p>(事件・事故の概要) No.1の事案に関し、上司として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。</p>
事件発生日	令和5年2月から令和5年4月	令和5年2月から令和5年4月
被処分者の年齢	40歳代	50歳代
被処分者の性別	男性	男性
被処分者の所属	県立学校	事務局等
被処分者の職	主査級	—
被処分者の氏名	—	—
備考	—	—

学校職員の懲戒処分について（令和5年7月教育委員会定例会）（議案第16号関係）

No.	3
処分年月日	令和5年7月24日
処分の種類	戒告
処分の理由	交差点安全進行義務違反（重傷事故）
	（事件・事故の概要） 被処分者は、令和2年9月25日（金）午後9時15分頃、普通乗用自動車を運転し、盛岡市青山の交差点を右折進行する際、直進してきた相手方車両に自車前部を衝突させ、全治2か月間を要する腹腔内出血等の傷害を負わせた。
事件発生年月日	令和2年9月25日（金）
被処分者の年齢	58歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	中学校
被処分者の職	教諭
備考	盛岡教育事務所管内 （盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町）